



第104回

下請法 (5)

今回は、親事業者の禁止行為について説明します。

下請法では、親事業者は、下請事業者に対し、次に掲げる行為をしてはならないとされていますので、注意しましょう。

受領拒否

下請事業者に責任がないにもかかわらず、親事業者が発注した物品等の受領を拒否することです。

発注元の都合による仕様変更を理由に、下請事業者が当初の仕様に従って製造した物品等を受領しなかった場合や、取引先からの納品延期要請を理由に、当初の納期内に物品等を受領しなかった場合が、これに該当します。

下請代金の支払遅延

発注した物品等の受領日から

60日以内で定められている支払期日までに、下請代金を支払わないことです。

受領した物品等の社内検査が未了であることや、社内での事務処理の遅れ、下請事業者からの請求書の提出遅れなどを理由に、期日までに支払わなかった場合が、これに該当します。

下請代金の減額

下請事業者に責任がないにもかかわらず、発注時に定められた下請代金を発注後に減額することです。

単価引き下げの合意前に発注した物品等について、引き下げ後の単価を遡及適用して、下請代金を減額した場合や、協力金名目で下請代金から差し引いたり、事前合意なく下請代金から振込手数料を控除した場合が、これに該当します。

返品

下請事業者に責任がないにもかかわらず、いったん受領した物品等を下請事業者に引き取らせることです。

取引先からのキャンセルを理

由とする返品や、売れ残り・商品の入れ替えを理由とする返品が、これに該当します。

なお、納品時に検査を行っていないのに、後で不良品が見つかったとして返品したり、納品された物品等に直ちに発見できない欠陥があったとしても、受領後6か月を超えて返品することは、問題になります。

買いたたき

発注する物品・役務等に対して通常支払われる対価と比べて、著しく低い下請代金を不当に定めることです。

原材料等の高騰を理由に、下請事業者が単価の引き上げを求めたのに、一方的に単価を据え置いたことにより、通常の対価を大幅に下回る下請代金を定めた場合や、少量発注に対して量産時の単価を一方的に適用したことにより、通常の対価を大幅に下回る下請代金を定めた場合が、これに該当します。

物の購入強制・役務の利用強制
下請事業者の給付の内容を均質にしたり、その改善を図ると

いったん正当な理由がないのに、親事業者が指定する物品や役務を強制して購入・利用させることです。

発注内容とは関係のない商品を購入させたり、自社の指定する損害保険加入を強制する場合が、これに該当します。

報復措置

親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、その下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止など、不利益な取り扱いをすることです。



田中伸山
山下江法律事務所、
副代表・
弁護士
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 代表 山下江

山下江法律事務所

広島本部・呉・東広島・福山・岩国支部
広島弁護士会、山口県弁護士会所属

山下江 検索

- ☑ 契約書チェック
- ☑ 債権回収
- ☑ 労務問題など

- ◆ 企業法務相談料30分5千円 (+ 税)
- ◆ 案件により着手金無料 (応相談)

企業法務専門サイトあります
<https://www.hiroshima-kigyoo.com>



H29.11撮影

予約電話受付
平日 9~19時
土曜 10~17時



相談予約専用
フリーダイヤル

0120-7834-09